

入院中の患者さんの他医療機関受診の規制の撤回を求める決議

2010年8月29日

全国保険団体連合会

入院中の患者さんの他医療機関受診の規制の撤回を求める決起集会

2010年4月改定で、入院中の患者さんが専門的な診療が必要で他院を受診する場合の取扱いが大きく制限された。4月改定後に若干の改善があったものの、3月までに比べて下記の制限が行われたままである。

- ① 包括病床入院患者について、3月までは他院受診日の入院料を減額すれば他院から専門的な投薬を保険請求できていたが、現在は入院料が減額されるだけでなく、他院での投薬費用を入院医療機関が合議によって他院に支払わなくてはならない。
- ② 出来高病床（一般病床）や、包括病床入院患者であって包括範囲を他院の外来で実施しない場合は、これまで入院料の減額は受けず他院での算定にも制限がなかったが、現在は入院料の基本点数を30%減額するとともに、他院で専門的な診療の一部が請求できなくなった。このため、

ア 出来高病床（一般病床）や療養病床の入院患者が他院で透析のみを実施する場合は、これまで算定制限がなかったが、現在は入院料の基本点数を受診の都度30%減額することとされ、透析の入院が困難になっている。

イ 出来高病床（一般病床）や療養病床の入院患者が他院でリハビリや医学管理等のみを実施する場合は、これまで算定制限がなかったが、現在は他院でリハビリや医学管理等を請求することができない。

入院医療機関が全ての疾患の治療を行うことは不可能である。他院受診が制限されれば、専門的な医療が受けられなくなり、その結果、病状の回復が遅れてしまいかねない。

また、3月以前から包括病床に入院中の患者さんが他院で包括範囲内の診療を実施した場合には入院料の基本点数が70%減額され、他院では専門医の指導や管理を評価した医学管理等やリハビリは算定できない扱いであり、これまでも専門的な医療が受けられないとの指摘があった。

患者さんにとって必要なことは、まず、専門的な診療を受けられるようにすることであり、専門的な診療による情報を医療機関同士が共有しさらに診療の質を高めることである。

入院中の患者さんの他院受診に対する規制強化は、本来推進すべき病診連携を阻むものである。

こうしたことから、早急に下記を実施するよう求めるものである。

記

- 一 入院中の患者さんの他医療機関受診の取扱いを直ちに3月以前に戻すこと。なお、診療情報提供料について、入院医療機関、他医療機関とも算定を認めること。
- 一 包括病床入院患者さんの他院受診時の7割減算や他医療機関の算定制限を廃止し、必要な専門的医療が受けられるようにすること。